

専門部会等の構成の変更について（案）

平成16年4月1日
原子力安全委員会決定

原子力安全委員会は、平成12年1月17日に「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」（以下「基本方針」という。）を決定し、この基本方針に沿って施策を実施してきた。また、原子力発電所における不正問題等を始め、基本方針決定後に発生した新たな課題に対しても、迅速な対応を行うよう努めてきた。これらの課題への対応に当たっては、委員会自らが調査審議を行うとともに、専門の事項については専門部会等を設け調査審議を行ってきた。これらの調査審議を進めてきた結果、成果は関係の報告書等としてとりまとめられ、基本方針に掲げられた内容については概ね達成されてきていると考えられる。

このことを踏まえ、また、最近の原子力安全規制を巡る動向を考慮すると、今後は、基本方針の中の残された課題に対応することに加え、放射性廃棄物最終処分や廃止措置の対応、放射性物質輸送に関する新たな国際的な取組みの対応やリスク情報を活用した安全規制の導入に向けた対応等の課題に対する調査審議を重点的に強化していくことが必要である。また、安全審査指針類の策定、放射線防護に係る検討、事故・トラブルに対する対応等についても、より効果的・効率的な調査審議を行えるよう体制整備をしていくことが必要である。

以上のことから、次に示すように、専門部会等の構成の変更を行うこととする。

1. 新設、統合等を行う専門部会等

(1) 新設するもの

- ・ 放射性廃棄物・廃止措置専門部会（別紙1）
- ・ 放射性物質安全輸送専門部会（別紙2）
- ・ リスク情報を活用した安全規制の導入に関するタスクフォース（別紙3）

(2) 統合するもの

- ・ 放射線防護専門部会
（放射線障害防止基本専門部会と放射線国際対応専門調査会を統合：別紙4）

(3) 名称・設置目的等を変更するもの

- ・ 原子力安全基準・指針専門部会
（原子力安全基準専門部会の名称等を変更：別紙5）
- ・ 原子力事故・故障分析評価専門部会
（原子力事故・故障調査専門部会の名称等を変更：別紙6）

2. 設置を継続する専門部会等

次の専門部会等については、設置を継続する。

- ・ 安全目標専門部会
- ・ 原子力安全研究専門部会
- ・ 原子力施設等防災専門部会
- ・ 特定放射性廃棄物処分安全調査会
- ・ 原子力艦災害対策緊急技術助言組織
- ・ 再処理施設安全調査プロジェクトチーム

3. 廃止する専門部会等

- (1) 原子力安全総合専門部会は、所要の調査審議の結果を得てきたことと、新たに放射性廃棄物・廃止措置専門部会、放射性物質安全輸送専門部会及びリスク情報を活用した安全規制の導入に関するタスクフォースを新設することに伴い、廃止する。
- (2) 原子力艦災害の技術的事項検討タスクフォースは、調査審議の終了により廃止する。

4. その他

- (1) 各専門部会等は、委員会が指名する原子力安全委員会委員及び専門委員から構成することとする。
- (2) 効率性の観点から必要のある場合は専門部会等の議決により分科会を設けて検討を行うこととする。
- (3) 原子力安全委員会委員長からの指示により現在調査審議が行われている次の事項については、それぞれ次のとおり審議を行うこととする。

「高レベル放射性廃棄物及びRI・研究所等廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について」（平成10年6月25日に指示）のうち、RI・研究所等廃棄物に係る事項	放射性廃棄物・廃止措置専門部会で調査審議を行う。
「超ウラン核種を含む放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について」（平成12年6月15日に指示）	
「クリアランスレベルについて」（平成9年5月26日に指示）	
「クリアランスレベルの検認のあり方について」（平成12年6月15日に指示）	
「耐震安全性に係る安全審査指針類について」（平成13年6月25日に指示）	原子力安全基準・指針専門部会で調査審議を行う。

(4) 現在調査審議が継続中の次の分科会については、それぞれ次のとおり新たな専門部会等に引き継ぐこととする。

原子力安全総合専門部会放射性廃棄物分科会（研究所等廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方及び超ウラン核種を含む放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について調査審議中）	放射性廃棄物・廃止措置専門部会に分科会を引き継ぐ。
原子力安全基準専門部会クリアランス分科会（クリアランスレベル及びクリアランスレベルの検認のあり方について調査審議中）	放射性廃棄物・廃止措置専門部会に分科会を引き継ぐ。
原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会（耐震安全性に係る安全審査指針類について調査審議中）	原子力安全基準・指針専門部会に分科会を引き継ぐ。

放射性廃棄物・廃止措置専門部会について
(新設)

①設置目的

放射性廃棄物の処分及び原子力施設の廃止措置の安全確保に関する事項について調査審議を行うため、放射性廃棄物・廃止措置専門部会を設置する。

②調査審議事項

放射性廃棄物・廃止措置専門部会では、次の事項について調査審議を行う。

- ・放射性廃棄物処分の安全確保に関すること（特定放射性廃棄物処分安全調査会の所掌に属するものを除く）
- ・原子力施設の廃止措置に係る安全確保に関すること
- ・その他原子力安全委員会が、放射性廃棄物の処分及び廃止措置の安全確保に関して必要と認める事項に関すること

③新設を行う理由

放射性廃棄物処分の安全確保については、基本的考え方の策定から審査指針、基準等の策定に至るまで、継続性と一貫性をもって調査審議を行うことが必要である。さらに、今後の重点的な調査審議が必要である廃止措置に係る安全確保については、放射性廃棄物との関連性が深いため、同一の専門部会で調査審議を行うことが必要である。

④その他

現在審議中の次の事項については、本専門部会で調査審議を行う。

「高レベル放射性廃棄物及びRI・研究所等廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について」（平成10年6月25日に指示）のうち、RI・研究所等廃棄物に係る事項

「超ウラン核種を含む放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について」（平成12年6月15日に指示）

「クリアランスレベルについて」（平成9年5月26日に指示）

「クリアランスレベルの検認のあり方について」（平成12年6月15日に指示）

放射性物質安全輸送専門部会について (新設)

①設置目的

放射性物質輸送の安全確保に関する事項について調査審議を行うため、放射性物質安全輸送専門部会を設置する。

②調査審議事項

放射性物質安全輸送専門部会では、次の事項について調査審議を行う。

- ・国内外の動向を踏まえた放射性物質の輸送の安全確保に関すること
- ・その他原子力安全委員会が、放射性物質の輸送の安全確保に関して必要と認める事項に関すること

③新設を行う理由

放射性物質輸送の安全規制については、国際基準である国際原子力機関（IAEA）放射性物質安全輸送規則に基づき、IAEA加盟各国、国際機関等が国内法令を整備している。また、1998年のIAEA総会において、加盟国における輸送安全規制の改善を支援することを目的に、加盟国の安全規制の実施状況を評価する輸送安全評価サービス（Transport Safety Appraisal Service：TransSAS）が創設され、1999年より支援活動が実施されている。

このような放射性物質輸送に関する新たな国際的な取組み等に対応するため、放射性物質安全輸送専門部会を設置することが必要である。

リスク情報を活用した安全規制の導入に関するタスクフォースについて
(新設)

①設置目的

リスク情報を活用した安全規制の導入に関する事項について調査審議を行うため、リスク情報を活用した安全規制の導入に関するタスクフォースを設置する。

②調査審議事項

リスク情報を活用した安全規制の導入に関するタスクフォースにおいては、次の事項について調査審議を行う。

- ・「リスク情報を活用した原子力安全規制の導入の基本方針について」(平成15年11月10日原子力安全委員会決定)の下に全体に整合の取れた進捗を図るための課題への取組み
- ・規制行政庁、原子力事業者等の関係機関の取組みの進捗状況
- ・その他原子力安全委員会が、リスク情報を活用した安全規制の導入に関して必要と認める事項に関すること

③新設を行う理由

リスク情報を活用した原子力安全規制については、上記の「リスク情報を活用した原子力安全規制の導入の基本方針について」において、「概ね3年内を目処に、関係機関の取組みの進捗状況を評価して、さらにその後の進展につなげていきたい」とされていることから、これを具体化していくために、本タスクフォースを設置する必要がある。

④その他

本タスクフォースの運営については、原子力安全委員会専門部会運営規程(昭和53年10月25日原子力安全委員会)を準用する。

放射線防護専門部会について
(放射線障害防止基本専門部会と放射線国際対応専門調査会を統合)

①設置目的

原子力利用に伴う放射線防護に関する事項について調査審議を行うため、放射線防護専門部会を設置する。

②調査審議事項

放射線防護専門部会では、次の事項について調査審議を行う。

- ・国内外の動向を踏まえた放射線防護に係る対応に関すること
- ・その他原子力安全委員会が、放射線防護に関して必要と認める事項に関すること

③統合を行う理由

従来の放射線障害防止基本専門部会は原子力利用に伴う障害防止の基本に関する事項等について調査審議し、また、従来の放射線国際対応専門調査会は放射線障害防止に関する我が国の国際的な対応を強化することをそれぞれの目的として、これらの技術的、専門的事項について調査審議してきたが、国際放射線防護委員会（ICRP）新勧告等に向けた放射線防護に関する国内的対応がより重要となってきたことを踏まえ、両者を統合する必要がある。

原子力安全基準・指針専門部会について
(原子力安全基準専門部会の名称、設置目的等を変更)

①設置目的

原子力安全に係る基準に関する調査審議を行い、審査指針を策定するため、原子力安全基準・指針専門部会を設置する。

②調査審議事項

原子力安全基準・指針専門部会では、次の事項について調査審議を行う。

- ・原子炉、核燃料施設その他原子力施設に係る安全基準・指針に関すること（放射性廃棄物・廃止措置専門部会及び特定放射性廃棄物処分安全調査会の所掌に属するものを除く）
- ・その他原子力安全委員会が、安全基準・指針に関して必要と認める事項に関すること

③その他

現在審議中の次の事項については、本専門部会で調査審議を行う。

「耐震安全性に係る安全審査指針類について」（平成13年6月25日に指示）

原子力事故・故障分析評価専門部会について
(原子力事故・故障調査専門部会の名称、設置目的等を変更)

①設置目的

国内外の原子力事故・故障に関する分析・評価を行うため、原子力事故・故障分析評価専門部会を設置する。

②調査審議事項

原子力事故・故障分析評価専門部会では、以下の事項について調査審議を行う。

- ・国内外の原子力事故・故障の分析・評価に関すること
- ・その他原子力安全委員会が、原子力事故・故障に関する分析・評価に関して必要と認める事項に関すること

③その他

これまで、原子力事故・故障調査専門部会で取り扱っていた特定の事故・故障の原因究明及び対策の評価に関しては、発生した各々の事故・故障の調査に適した専門家による機動的・専門的な調査審議を行うため、今後は、必要に応じて原子力安全委員会の下にタスクフォースを設置し検討することとする。

(参考)

専門部会等構成変更後の原子力安全委員会の組織（案）

